令和 4 年

# ふれあい通信

第 6 号

4月11日



# 横断步道利用者77一次運動とは…

滋賀県で寒心中!

ドライバーと歩行者が互いに交通ルールを守るとともに、ドライバーは「横断歩道は歩行者優先」の原則に基づき、双方が横断歩道上での交通事故防止に向けた、





(「横断歩道を渡る意思」「道を譲る意思表示」)

を取り合うことで、信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保と交通事故防止 を図るものです。

## ~ドライバーのみなさんへ~

● 横断歩道は**歩行者優先**です。横断歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で 必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

### 横断歩道の指示標示及び指示標識









横断歩道又は自転車横断帯あり

横断歩道

横断步道:自転車横断帯

### ~歩行者のみなさんへ~

- 道路を渡ろうとするときは、「止まる・見る・待つ」の安全確認をしっかり しましょう。
- 手をあげる・車の運転者の方を見るなど、「私渡ります」といった**意思表示** を心がけましょう。

#### 「止まる・見る・待つ」の実践!

止まる・・道路を横断する時や交差点では必ず止まる

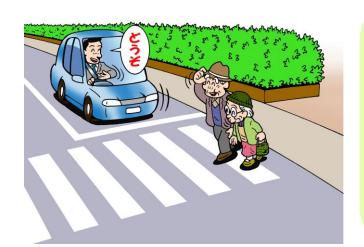
見る・・・道路を横断する前に車が来ないか左右の安全確認をする

待つ・・・近づいてくる車があれば、 通りすぎるまで待つ





# ドライバーと歩行者がお互いに「思いやる・譲い合う」気持ちが必要です!



### 横断歩道等における歩行者等の優先

ドライバーは、横断歩道等により進路 前方を横断中または横断しようとす る歩行者等があるときは、横断歩道等 の直前で一時停止し、その通行を妨げ ないようにしなければならない。

[罰則]

3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失犯は、10万円以下の罰金) 反則会: 等通車(軽四車会が)9000円 違反点: 2点

### 令和4年度滋賀県交通安全スローガン

機断歩道 譲ってくれた 滋賀ナンバー

# 春の全国交通安全運動実施中!

### 令和4年4月6日(水)~4月15日(金)

- 🕥 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 😰 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 🚳 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

4月 ||0日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



## 留守番ボタンを ○

ポチジと作戦

特殊詐欺被害の"予防"として効果がある留守番電話設定の取組を広め 特殊詐欺に対する"防犯力"を向上してもらう対策です。

少しでも不審な電話があれば警察・家族に相談!

<u>施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください</u>。 滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police. pref. shiga. jp